

令和5年6月藤枝市議会
定例会議案

令和5年6月5日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
第36号議案	令和5年度藤枝市一般会計補正予算(第3号)	別冊
第37号議案	藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
第38号議案	藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	2
第39号議案	藤枝市税条例の一部を改正する条例	4
第40号議案	藤枝市印鑑条例の一部を改正する条例	7
第41号議案	藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8
第42号議案	藤枝市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	9
第43号議案	市道路線の廃止について	10
第44号議案	市道路線の認定について	11

藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「「正規の勤務時間」という。）」を「「正規の勤務時間」という。））」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第18条の3第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年藤枝市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 感染症防疫作業手当は、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症のうち一類感染症及び二類感染症並びにこれらに相当するものとして規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の病原体を有する者若しくはその疑いのある者の予防、救治又は感染症の病原体の付着した物件若しくはその疑いのある物件を処理する作業に従事したときに支給する。

別表中

「

保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業手当	第3条第2項第1号の作業	患家1戸につき 1,000円
		第3条第2項第2号の作業	作業に従事した日1日につき 3,000円 ただし、患者等の体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業のほか市長が必要と認める作業に従事した場合にあっては、当該額に1,000円を加算した額とする。
	防疫等作業手当	第3条第3項第1号の作業	作業に従事した日1日につき 380円 ただし、著しく危険であると規則で認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額
		第3条第3項第2号の作業	作業に従事した日1日につき 290円

」

を

「

保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業手当	第3条第2項の作業	患家1戸につき 1,000円
	防疫等作業手当	第3条第3項第1号の作業	作業に従事した日1日につき 380円 ただし、著しく危険であると規則で認める作業に従事した場合には、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額
		第3条第3項第2号の作業	作業に従事した日1日につき 290円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市税条例の一部を改正する条例

藤枝市税条例（昭和 29 年藤枝市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の申告書に係る年度分の」を「の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 37 条の 2 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 39 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 41 条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第 44 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に、「によ

って」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、
3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第37条の2の2の改正規定及び次条第2項の規定は、令和7年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の藤枝市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の2の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき藤枝市税条例第37条の2の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

藤枝市印鑑条例の一部を改正する条例

藤枝市印鑑条例（昭和52年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤枝市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 3 0 条第 3 項中「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が 4 人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 3 2 条第 3 項中「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が 4 人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 4 5 条第 3 項中「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が 4 人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 4 8 条第 3 項中「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が 4 人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

藤枝市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号、以下「法」という。)第3条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 郵便局の名称

瀬戸谷郵便局

葉梨郵便局

広幡郵便局

藤枝郵便局

高洲郵便局

藤枝大洲郵便局

岡部郵便局

2 取扱事務

(1) 法第2条第6号に規定する署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務

(2) 法第2条第7号に規定する利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 取扱期間

令和5年11月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該指定期間の満了の3か月前までに、藤枝市及び日本郵便株式会社のいずれもが委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止する。

路線番号	路線名	区間
30127	3地区127号線	田沼五丁目12番18地先 田沼五丁目12番16地先
80185	8地区185号線	瀬戸ノ谷アサバタ12577番地先 瀬戸ノ谷アサバタ12567番地先
80186	8地区186号線	瀬戸ノ谷アサバタ12581番地先 瀬戸ノ谷アサバタ12571番地先

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	区 間
8 0 2 5 1	8 地区 2 5 1 号線	藤枝市本郷字藤太夫島 5 4 6 9 地先 藤枝市本郷字藤太夫島 5 4 7 8 地先
8 0 2 5 2	8 地区 2 5 2 号線	藤枝市本郷字藤太夫島 5 4 6 7 - 2 地先 藤枝市本郷字藤太夫島 5 0 4 7 地先
8 0 2 5 3	8 地区 2 5 3 号線	藤枝市本郷字藤太夫島 5 0 4 7 地先 藤枝市本郷字藤太夫島 5 0 5 3 地先

令和5年6月藤枝市議会定例月議会 議案提案理由書（第37号議案～第44号議案）

第37号議案

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、派遣手当の名称を変更するなど、所要の改正を行うものであります。

第38号議案

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の防疫作業手当について、所要の改正を行うものであります。

第39号議案

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市民税と併せた森林環境税の賦課徴収及び大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置を創設するなど、所要の改正を行うものであります。

第40号議案

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、移動端末設備を用いた多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について規定するため、所要の改正を行うものであります。

第41号議案

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、保育所における看護師等の配置に関する特例を規定するなど、改正を行うものであります。

第42号議案

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、令和5年11月1日から藤枝市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 4 3 号 議 案

開 発 行 為 及 び ふ じ え だ 陶 芸 村 構 想 中 心 拠 点 の 整 備 に 伴 い 、 路 線 を 廃 止 す る も の で あ り ま す 。

第 4 4 号 議 案

ふ じ え だ 陶 芸 村 構 想 中 心 拠 点 の 整 備 に 伴 い 、 新 た に 路 線 を 認 定 す る も の で あ り ま す 。